# 行員団体保険加入のご案内

# 生印

こども特約付年金払特約付団体定期保険 年金払特約付団体定期保険

- ●三菱UFJ銀行が保険会社と団体契約を結ぶことにより、 手ごろな保険料(給与引去り)で一定の保障が受けられる、 福利厚生制度としての団体保険のご案内です。
- ●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金形式で) お支払いします。
- ●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金があります。 (今回は2025年6月1日から9月30日の4ヵ月で収支計算を行ないます。)
- ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

●医師の診査は不要で加入手続が簡単です。(告知書扱い)

# 事務手続きに関するご質問・お問い合わせはエムエスティ保険サービス㈱へ

申込締切日:2025年4月11日(金)

株式会社三菱UFJ銀行(人事部)

# 新IBグループ保険・新IBグループ保険

意向確認 【ご加入前のご確認】 新IBグループ保険、新IIBグループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

# 制度内容

- ●万一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または 年金形式で)お支払いします。
- ●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金があります。 (加入初年度は2025年6月1日から9月30日の4ヵ月で収支計算を行ないます。)

新IBグループ保険 最高 本 人 5,000万円 退職後は退職者 最高 本 人 3,000万円 新 I Bグループ 配偶者 1,000万円 配偶者 1,000万円 こども 400万円 保険になります こども 400万円/ 満70歳6ヵ月 新ⅡBグループ保険 退職後は新規加入 ※配偶者は満75歳6ヵ月 最高 本 人 4,000万円 入、継続ともで ※こどもは満22歳6ヵ月 配偶者 1,000万円 / きません (こどもは本人退職時に脱退)

満 17歳6ヵ月

満60歳6ヵ月

●新 I Bグループ保険の上限金額は5,000万円、新 II Bグループ保険の上限金額は4,000万円で合計9.000万円まで加入可能です。

# ☆ 新 I B グループ保険(こども特約付年金払特約付団体定期保険)

三菱UFJ銀行の役員および従業員(嘱託含む)とその配偶者・こどもが加入できる共済型の保険制度ですので、手ごろな保険料で保障が得られ、更に保険年度末に収支計算し、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いしますので実質的な負担は軽減されます。(今回は4ヵ月で収支計算を行ないます。) 退職後も継続して本人満70歳6ヵ月、配偶者満75歳6ヵ月まで加入いただけます。

(ただし、満60歳6ヵ月超は保険金額本人3.000万円、配偶者1.000万円が上限です)。

# ☆ 新Ⅱ日グループ保険(年金払特約付団体定期保険)

三菱UFJ銀行の役員および従業員(嘱託含む)とその配偶者が加入できる共済型の保険制度ですので、 手ごろな保険料で保障が得られ、更に保険年度末に収支計算し、剰余金が生じた場合には配当金としてお 支払いしますので実質的な負担は軽減されます。

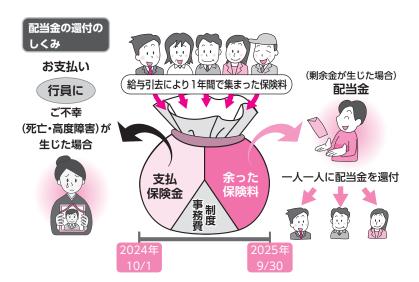
(今回は4ヵ月で収支計算を行ないます。)

なお、新Ⅱ B グループ保険への新規加入は新 I B グループ保険への本人加入 100万円 (1コース) 以上の加入が条件となりますのでご注意ください。

● 万一、事故・病気にあった場合の保険金請求手続き・必要書類等について お問い合わせは…裏表紙をご参照ください。

## 配当金のしくみ

- ●加入された行員間の相互扶助により運営 されています!
- ●死亡時または高度障害になった場合、死亡・高度障害保険金を受け取れます。
- ●1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合、年1回配当金を還付!(毎年11月頃)



### 過去の配当率)

年度	新IBグループ保険	新ⅡBグループ保険
2019年度(2019年10月1日~2020年9月30日)	約 43.9 %	約 54.2 %
2020年度(2020年10月1日~2021年9月30日)	約 49.9 %	約 37.4 %
2021年度(2021年10月1日~2022年9月30日)	約 38.3 %	約 64.6 %
2022年度(2022年10月1日~2023年9月30日)	約 29.7 %	約 71.4 %
2023年度(2023年10月1日~2024年9月30日)	約 49.3 %	約 38.0 %
過去5年間平均(2019年度~2023年度)	約 42.2 %	約 53.1 %

- ※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 ただし、今回は4ヵ月で収支計算を行ないます。
- ※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。
- ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

# 加入例



#### 合計保険料

月額保険料 1,360円

(参考)配当を加味した保険料 695円(概算)

(新IBグループ保険 301円(概算)` (新IBグループ保険 394円(概算)) ◎左記の「(参考) 配当を加味した保険料」について

上記の過去5年間(2019年度~2023年度)の配当率平均により配当金額を算出し、その配当金額を差し引くことで、配当を加味した保険料を算出しています。

新 I Bグループ保険 約42.2% 新 I Bグループ保険 約53.1%

# 新 I B グループ保険 (こども特約付年金払特約付団体定期保険)

●下記のいずれかを選んでお申込みください。

◎本人、配偶者は1百万円につき月額520円

加	申込 コース	18歳~60歳		61歳~70歳 (注7)						
加入対象区分		死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資)	月額保険料	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資)	月額保険料	加入対象区分	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資)	月額保険料		
	50コース	50百万円	26,000円	30百万円	15,600円		10百万円	5,200円		
	45コース	<b>45</b> 百万円	23,400円	30百万円	15,600円		8百万円	4,160円		
	40コース	40百万円	20,800円	30百万円	15,600円		5百万円	2,600円		
	35コース	35百万円	18,200円	30百万円	15,600円	配偶者	4百万円	2,080円		
	30コース	30百万円	15,600円	30百万円	15,600円	]	3百万円	1,560円		
	25コース	25百万円	13,000円	25百万円	13,000円		2百万円	1,040円		
本	20コース	20百万円	10,400円	20百万円	10,400円		1百万円	520円		
人	15コース	15百万円	7,800円	15百万円	7,800円		4百万円	280円		
	10コース	10百万円	5,200円	10百万円	5,200円	こども	3百万円	210円		
	8コース	8百万円	4,160円	8百万円	4,160円	ŧ	2百万円	140円		
	5コース	5百万円	2,600円	5百万円	2,600円		1百万円	70円		
	4コース	4百万円	2,080円	4百万円	2,080円					
	3コース	3百万円	1,560円	3百万円	1,560円					
	2コース	2百万円	1,040円	2百万円	1,040円					
	1コース	1百万円	520円	1百万円	520円					

#### 受

本人・配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。また、高度障害保険金の受取人は 被保険者となります。こどもの保険金の死亡保険金受取人はご本人(保険料負担者)となります。

- (注1)配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- (注2) 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時 に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- (注3) 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- (注4) こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- (注5) 任意での中途脱退は原則できません(ご退職の場合は中途脱退できます)。
- (注6) 記載の保険料は2024年10月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。 なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしく は廃止となることがあります。
- (注7)30コースを超えるコース(保険金額3,000万円超)にご加入の方が、満60歳6ヵ月を超えて更 新を迎えられる場合、自動的に保険金額が3,000万円に下がります。その場合、コース名に変更はあ りません。(例:満60歳6ヵ月を超える場合、50コース=保険金額3,000万円)
- (注8) この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

# 新IIBグループ保険(年金払特約付団体定期保険)

※新規加入については、新IBグループ保険(本人100万円以上)への加入が条件です。

●下記のいずれかを選んでお申込みください。

◎1百万円につき月額210円

加入 対象 区分	I— X			加入対象区分	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資)	月額保険料			
	40コース	40百万円	8,400円		10百万円	2,100円			
	35コース	35百万円	7,350円		8百万円	1,680円			
	30コース	30百万円	6,300円	]	5百万円	1,050円			
	25コース	25百万円	5,250円	配偶者	4百万円	840円			
	20コース	20百万円	4,200円		3百万円	630円			
本	15コース	15百万円	3,150円		2百万円	420円			
人	10コース	10百万円	2,100円		1百万円	210円			
	8コース	8百万円	1,680円						
	5コース	5百万円	1,050円						
	4コース	4百万円	840円						
	3コース	3百万円	630円						
	2コース	2百万円	420円						

210円

受 取 人

1コース

本人・配偶者の死亡保険金受取人は被保険者にご指定いただきます。また高度障害保険金受取人は被保険者となります。

- (注1) 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- (注2) 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- (注3) 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- (注4) 任意での中途脱退は原則できません(ご退職の場合は中途脱退できます)。

1百万円

# 保険期間

(新 I B・新 II B共通)

● 4 ヵ月(2025年6月1日~2025年9月30日)で、以降毎年1年ごとに更新します。 10月以降の更新については、別途7月(予定)にご案内いたします。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

# 保 険 料

●6月給与より毎月給与引去りされます(当月払方式)。

(新 I B・新 II B共通)

#### 加入資格

#### 新IBグループ保険

- ●本 人…役員および従業員(嘱託含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年10月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方。(満70歳6ヵ月まで継続することができます。ただし、満60歳6ヵ月超の方は保険金額3,000万円までとなります。)
- ●配偶者…役員および従業員(嘱託を含む)の戸籍上の配偶者で申込書記載の告知内容に該当 し、2024年10月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方。(満75歳6ヵ 月まで継続することができます。)
- ●こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を 準用します。)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年10月1日現在満2歳 6ヵ月を超え満22歳6ヵ月までの方。(こどもは本人が退職時に脱退となります)
- ※夫婦が共に「本人」としての加入資格を有する場合、夫婦の一方が「本人」として加入し、かつ、夫婦の他方の「配偶者」として加入する重複加入はできません。

#### 新IIBグループ保険

- ●本 人…役員および従業員(嘱託含む)で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年10月1 日現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方。なお、本人退職後は加入できません。
- ●配偶者…役員および従業員(嘱託を含む)の戸籍上の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、 2024年10月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方。(満75歳6ヵ月まで継続することができます。)
- ※夫婦が共に「本人」としての加入資格を有する場合、夫婦の一方が「本人」として加入し、かつ、夫婦の他方の「配偶者」として加入する重複加入はできません。

#### 告 知 内 容

#### 本人

(新 I B·新 II B共通)

#### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の 短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### 配偶者・こども

#### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
  - ② [医師による治療期間]は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

#### 本人・配偶者・こども共通

#### 【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

#### 〈別 表〉

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋 こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かい よう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

\*告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

#### 配当金

(新 I B·新 II B共通)

●1年ごとに収支計算を行ない剰余金があれば配当金として例年11月中旬加入者に還付されますので実質的な負担は軽減されます。(今回は4ヵ月間で収支計算を行ないます。)但し、中途脱退された場合の配当金はありません。なお、配当金は各引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。

# そ の 他)

- ●医師の診査は不要です。(告知書扱い)
- (新 I B・新 II B共通)
- ●本人の死亡保険金は、500万円に法定相続人数を乗じた金額まで非課税となります。(受取人が法定相続人の場合)
- ●高度障害保険金は全額非課税となります。
- ●保険料(配当金があればその差し引いた額)の全額または一部は、控除限度額以内で所定の 生命保険料控除の対象となります。
- ●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

#### 継続加入の取扱い

(新 I B・新 II B共通)

●一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。 更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で 継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

# 申 込 方 法)

〈Web申込システムで申込む方〉

(新IB·新IB共通) ●Web申込システムにログインのうえ、お手続きください。

● 所定の申込書に必要事項を記入、署名(押印でも可)のうえ、ご提出ください。

#### 年金の取扱について

(新 I B·新 II B共通)

保険金の受取りについては、保険金受取請求時点で受取人の希望により、全額一時金・全額年金・一時金と年金の組み合わせのいずれかを選択できます。なお、年金形式で受取ることにした場合も、年金受給開始後に未払年金現価を一時金で受取ることもできます。

#### 1.年金の種類と型

- ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(逓増型確定年金です。)
- ●基本年金額は、毎年、逓増いたします。(逓増率単利5%)

#### 2.配 当 金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

#### 3.年金受取人

- ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は、年金受取人の変更はできません。
- ●支払期間中に年金受取人が死亡した時は、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

#### 4.年金のお支払い

- ●年金受取人へのお支払いは、毎年4回受取りです。
- ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括支払の申し出があった場合は、未払 年金現価をお支払いします。

#### 5.年金払いの対象 となる保険金

●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合はお取扱いできません。

#### 保険金のお支払い

(新 I B·新 II B共通)

- ●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上 業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害 状態になった場合にお支払いします。
- ●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご 請求内容等について確認する場合があります。
- ●高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの 1 項目 に該当する場合をいいます。

高度障害

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に 失ったもの
- 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 《高度障害状態に関する補足説明》(新 I B・新 I B共通)

- 1. 眼の障害(視力障害)
  - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 言語またはそしゃくの障害
  - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
    - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
    - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
    - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
  - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害
  - 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

\*保険金のお支払い等に関するご注意がP.9にございますので必ずご確認ください。

#### お支払いできない場合について(解除・免責等)

(新 I B·新 II B共通)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務 違反により解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する 部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約 のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることが あります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

#### 1. 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

#### 2. 高度障害保険金について

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

# ● お支払い等に関するご注意

保険金支払事由が発生した場合は直ちにエムエスティ保険サービス㈱受託業務部へご連絡ください。

#### ●新 I Bグループ保険・新 II Bグループ保険

1. 保険金をお支払いできない場合

「お支払いできない場合について(解除・免責等)」欄に保険金をお支払いできない場合を記載しておりますので、ご覧ください。

- 2. 保険会社からのお願い・ご注意
- (1) 保険金のご請求について
  - ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにエムエス ティ保険サービス㈱受託業務部にご連絡のうえ、保険契 約者を経由して引受会社にご請求ください。
  - ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3 年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
  - ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときに は医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- (2) 改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について
  - ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格

がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

- ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知 ください。
- ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

#### 〈個人情報に関する取扱いについて〉

#### 〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保 険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以 下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契 約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下 同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営におい て入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いた します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の 引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会 社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案 内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・ 運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随 する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、 他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提 供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、 引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準 じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保 険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他 必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

-死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留 意ください-

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

#### 生命保険契約者保護機構について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(\*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)

また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、保護機構(https://www.seihohogo.jp/)をご覧ください。

(\*) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

# 契約概要•注意喚起情報【生命保険】

新 I B グループ保険 (こども特約付年金払特約付団体定期保険) 新 II B グループ保険 (年金払特約付団体定期保険)

#### 意向確認【ご加入前のご確認】

で加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、で加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、で加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。で加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

#### 契約概要【ご契約内容】

#### ● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、 企業・団体を保険契約者として運営する保険商 品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・ 保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険 期間	保障内容 保険料	支払 事由
新IB グループ保険 新IIB グループ保険	P5	P4	ΡΊ	P7

#### 3 配当金

新 I Bグループ保険、新 II Bグループ保険は 1年でとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

#### 4 脱退による返戻金

新 I Bグループ保険、新 II Bグループ保険は、 脱退(解約)による返戻金はありません。

#### **⑤** 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、新IBグループ保険、新IBグループ保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

● お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

#### ② 告知に関する重要事項

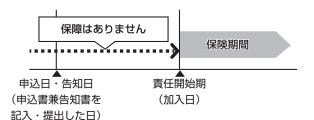
- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義 務違反」としてご契約が解除され保険金をお 支払いできないこともあります。

#### ③ 責任開始期(加入日)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

次ページへ

#### 新規加入の例

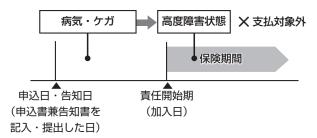


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を 承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

#### 4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### 高度障害保険金の例



- ■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間 以内に被保険者が自殺した場合、保険金等を お支払いできません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合 については、本パンフレットの該当ページを ご覧ください。

新 I Bグループ保険 P8 新 II Bグループ保険 P8

#### **⑤** 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

#### 6 ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口または 引受保険会社(事務幹事会社) 明治安田生命保険相互会社 金融法人部金融法人営業第一部

ご照会窓口 03-6259-0037 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年 末年始は除く)9:00~17:00

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・ 年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険協会」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の 留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

各 位

株式会社三菱UFJ銀行

行員団体保険の電子化パンフレットのご案内

行員団体保険の運営にあたり、パンフレットを電子化のうえ、以下に掲載いたします。 お申込みにあたり、パンフレットを参照のうえ、保障内容・保険料等ご確認ください。

- ○電子化パンフレットの掲載先 Web 申込システム内
- ○閲覧可能期間 2025年2月17日(月)~2025年4月11日(金)
- ○印刷物でのパンフレットが必要な場合の問合せ先 エムエスティ保険サービス㈱ 受託業務部

お申込時には、パンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障 内容・保険金額・保険料等がご意向にそった内容となっているか、ご確認のうえお申込 みください。

また、お申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

以上

MEMO———————————————————————————————————

事務手続きに関する ご質問・ お問い合わせ 保険の内容や手続きに関するご質問もお気軽にお問い合わせください。

東日本 店番 7772 - 50

エムエスティ保険サービス(株) 受託業務部

電話:03-3340-3546 フリーダイヤル:0120-162-677

受付時間:9:00~17:00 (土日祝日・年末年始は除く)

〒163-1537 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー

- \*相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
- \*この制度は、生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約、年金払特約付団体定期 保険契約に基づき運営します。
- \*新IBグループ保険、新IBグループ保険は、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、団体の福利厚生制度です。今後の社会情勢や環境変化をふまえ、制度内容等を変更する場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。

#### 引受保険会社

新 I B グループ保険 MY-A-25-団-001425

(事務幹事)明治安田生命保険相互会社 金融法人部 ☎(03)6259-0037 日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社

新 I B グループ保険 MY-A-25-団-001426

(事務幹事)明治安田生命保険相互会社 金融法人部 ☎(03)6259-0037 日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社

\*上記2つの保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

#### 加入手続き等に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 金融法人部金融法人営業第一部 Tel 03-6259-0037 (受付時間 9:00 ~ 17:00 除土日・祝日)